

〈インフルエンザ以外の対応について〉

感染症発症で受診

診断された病気が…

麻疹、風疹、結核
水ぼうそう、百日咳
おたふくかぜ、プール熱
流行性結膜炎
腸管出血性大腸菌感染症
急性出血性結膜炎
侵襲性髄膜炎菌感染症
の場合

溶連菌感染症
感染(ウイルス)性胃腸炎
りんご病、带状疱疹
手足口病(ヘルパンギーナ)
マイコプラズマ肺炎
伝染性軟属性ウイルス
伝染性膿痂疹
アタマジラミ
の場合

学校に電話で、感染症と診断されたことを連絡する。

治癒を証明するため医療機関を受診し、医療機関発行の「意見書」を記入してもらう。
芳賀郡外の病院の場合は学校から「治癒証明書」をもらう。

学校から「登校届」をもらう。

自宅療養中、保護者が
用紙に経過を記入する。

決められた期間療養し、登校するとき用紙を学校に提出する。